

令和2年5月1日

保護者 様

臨時休業期間中の居場所確保が難しい児童生徒への対応について

向笠小学校長
磐田市教育委員会

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策による臨時休業期間の延長に伴い、5月11日(月)から5月31日(日)までの間(土曜日・日曜日・祝日を除く)、以下の条件に該当する児童生徒については、子どもの居場所確保として、学校において自習対応ができることとします。

ただし、臨時休業は児童生徒への感染症予防のため、児童生徒が自宅で過ごすことを基本にしていますので、子どもの居場所確保がどうしても難しい場合に限らせていただきます。

1 対象者

- (1) 保護者が医療従事者である場合
- (2) 保護者が社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者の場合
- (3) ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な場合
- (4) 障害があることにより一人で過ごすことが難しい場合
- (5) その他利用が必要と校長が認めた場合

2 自習時間

午前8時 30 分から午後3時までの間

3 場所

児童生徒が在籍する学校の指定する場所(濃厚接触にならないよう配慮します)

4 自習内容

学校から事前に出された課題

その他、児童生徒自身が用意した教材や読書

5 持ち物

健康チェックカード(検温結果を記入)自習に必要なもの、筆記用具、弁当・水筒

6 体調管理

風邪の症状がある場合(発熱、咳、のどの痛みなど)には、どのような症状であっても参加できません。自習中に、少しでも症状が見られた場合には、保護者に連絡し帰宅していただきます。

登校前には、必ず自宅にて検温により健康観察をしてください。なお、可能な限りマスクを着用して登校をお願いします。

7 登下校

保護者の責任でお願いします。

8 緊急時の対応

児童生徒が参加する日は、保護者は必ず学校からの連絡を受けられるようにしておいてください。

9 申込方法

希望する保護者は、学校利用申請書を学校に持参し、学級担任等に提出してください。なお、申請理由を直接確認させていただいた上での参加とさせていただきますことを予めご承知おきください。

10 その他

この対応は4月30日(木)時点におけるものであり、今後の状況によっては、変更となる可能性があります。その際は、あらためてお知らせします。

学校担当 教 頭(宮沢)
電 話 38-0390
磐田市教育委員会学校教育課
電 話 37-2760

新型コロナウイルス感染症予防に伴う臨時休業中の学校利用申請書

磐田市立向笠小学校長 様

申請者(保護者)

住 所

氏 名

印

電話番号(緊急連絡先) ①

連絡が取れる2人を記入する。

※児童生徒との関係()

②

※児童生徒との関係()

児童生徒名	(ふりがな)	学年・組	年 組
お子さんが日中、一人で過ごすことができない理由 ※該当する番号○をつけてください。			
1 保護者が医療従事者である場合 2 保護者が社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者の場合 3 ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な場合 4 障害があることにより一人で過ごすことが難しい場合 5 その他 ※その他の場合は、理由を御記入ください。			
利用したい日に○をつけてください。また、午前8時 30 分から午後3時の間で、それよりも短い時間を利用したい場合はその時刻を記入してください。			
月	火	水	木
11 (: ~ :)	12 (: ~ :)	13 (: ~ :)	14 (: ~ :)
18 (: ~ :)	19 (: ~ :)	20 (: ~ :)	21 (: ~ :)
25 (: ~ :)	26 (: ~ :)	27 (: ~ :)	28 (: ~ :)
29 (: ~ :)			
登下校方法(該当する番号に○をつけてください。)			
1 徒歩もしくは自転車(※自転車は中学生で自転車通学が許可されているものとする) 2 保護者の送迎 3 その他()			